

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
政 策 総 務 課
電 話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第31号 収納の事務の委託……………（IT推進課）…2
- 告示第32号 指定代理納付者の指定……………（IT推進課）…2
- 告示第33号 放置自動車等の保管……………（建設総務課）…2
- 告示第34号 宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱の
一部を改正する要綱……………（環境企画課）…2

教 育 委 員 会

- 規則第2号 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の
一部を改正する規則……………2

告 示

(揭示済)

宇治市告示第31号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される証明書発行手数料、郵送料、使用料及び諸収入に係る収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年3月11日

宇治市長 松村 淳子

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社グラファー
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号
- 委託事務
インターネットを利用して納付される証明書発行手数料、郵送料、使用料及び諸収入に係る収納
- 委託期間
令和4年1月4日から同年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第32号

指定代理納付者の指定について

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則の一部を改正する規則（令和3年宇治市規則第31号）による改正前の宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和4年3月11日

宇治市長 松村 淳子

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される証明書発行手数料、郵送料、使用料及び諸収入
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和4年1月4日から同年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第33号

放置自動車等の保管について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第12条第4項の規定により市において保管したので、同条第5項の規定により告示します。

令和4年3月15日

宇治市長 松村 淳子

車 種	不明
塗 色	黒色
自動車登録番号等 (車体番号)	減失 (TH M1212W0054)
放置場所	木幡北島21番地の42地先 (木幡48号線)
保 管 日	令和4年2月21日
引取期限	令和4年8月22日

宇治市告示第34号

宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱の一部を改正する要綱

宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱（平成5年宇治市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(融資の条件)

第3条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 融資限度額 50,000円を単位とし、500,000円以内とする。
- 融資期間 6月を単位とし、36月以内とする。
- 融資利率 年3.93パーセント（延滞利息は年14パーセント）とする。
- 償還方法 元利均等月賦償還とする。
- 連帯保証人 成人で、融資を受ける者に代わって返済する能力があると認められる者1名とする。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に、「氏 名」を「氏 名」に、「電 話 () ー」を「電話番号」に、「

6、12、18、24、30、36箇月

」に、「」に、「」に、「電 話」を「」に、

電話番号

」を「

墓地公園墓所使用許可決定通知書、納税証明書（市税滞納無）
所得証明書、印鑑登録証明書、住民票の写し（抄本）等（申請者各1通）
所得証明書、印鑑登録証明書（連帯保証人各1通）

」に

申請者	1 墓地公園墓所使用許可決定通知書 2 納税証明書 3 所得証明書 4 住民票の写し
連帯保証人	1 所得証明書 2 住民票の写し

」

改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月14日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第2号

宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項から第3項までを次のように改める。

第6条 スポーツ開放を利用できる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に在住し、在学し、又は勤務する者10人以上で構成されている団体
- (2) 開放校区内に在住する成人の代表者を有する団体。ただし、運動場に夜間照明施設が設置されている開放校において、当該夜間照明施設を使用する場合は、市内に在住し、在学し、又は勤務する成人の代表者を有する団体
- 2 スポーツ開放の個人利用者は、開放校区内に在住する者その他運営委員会が適当であると認めたものとする。
- 3 団体及び個人利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合はスポーツ開放を利用できないものとする。
 - (1) 公益を害すると認められる場合
 - (2) 政治活動と認められる場合（公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による使用の場合を除く。）
 - (3) 宗教活動と認められる場合
 - (4) 営利を目的とすると認められる場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当であると認める場合

第6条第4項ただし書中「付き添い」を「付添い」に改める。

第7条第1項中「利用団体」を「スポーツ開放を利用する団体」に、「、「学校体育施設利用団体登録申請書」」を「、学校体育施設利用団体登録申請書」に改め、同条第2項中「場合、その」を「場合は、その」に、「、適当」を「、適当である」に、「場合は、「学校体育施設利用団体登録証」」を「ときは、学校体育施設利用団体登録証」に改める。

第8条第1項前段中「利用」を「スポーツ開放の利用」に、「、条例」を「、宇治市立学校施設使用条例（昭和52年宇治市条例第49号）」に改め、同項後段中「、当該学校長」を「、開放校の校長」に改め、同条第2項中「利用の」を「スポーツ開放の利用の」に、「前月」を「属する月の前月」に改め、「その月の」を削る。

別記様式第1号中「 殿」を「宛て」に、

「 住所 を「 に、「宇治市 責任者 申請者氏名」

氏名 印」

立小・中学校体育施設の開放に関する規則に基づき、次の」を「次の」に、「 を「 に、「 を

責任者

代表者

電話

」

」

」

「 に、「 を「 に改め

」

勤務先

電話番号

」

」

」

る。

別記様式第2号中「 を「 に改め、

責任者

代表者

」

」

「 を削り、「印」を「印」

」

に、「、責任者が所持し」を「、代表者が携帯し」に、「貸与して

は」を「貸与し、又は譲渡しては」に、「とき」を「とき又は登録証の内容に変更があつたとき」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

